

環境厚生委員会資料

1 予算案

第93号議案 令和8年度島根県一般会計補正予算（第4号）
[関係分] . . . 1

2 報告事項

- (1) 在伯島根県人会創立70周年記念式典等参加について . . . 3
- (2) 島根県民会館の大規模改修工事の進捗状況について . . . 4
- (3) 島根県環境影響評価条例対象事業（太陽電池発電所）の規模要件見直しについて . . . 5
- (4) 新たな公共関与産業廃棄物最終処分場の確保に関する進捗状況について（クリーンパークいずもの後継処分場整備に向けた取組） . . . 7

令和8年10月1日・2日
環境生活部

令和8年度島根県一般会計補正予算（第4号）の概要

（令和8年度9月補正）

課別予算額（一般会計）

（単位：千円）

課 名	補正前の額 A	補正額 B	計 A + B
環 境 生 活 総 務 課	348,372	▲ 17,290	331,082
人 権 同 和 対 策 課	215,183	▲ 4,975	210,208
文 化 国 際 課	5,276,440	▲ 10,393	5,266,047
自 然 環 境 課	998,179	▲ 4,350	993,829
環 境 政 策 課	1,134,279	▲ 3,938	1,130,341
廃 棄 物 対 策 課	262,142	19,199	281,341
合 計	8,234,595	▲ 21,747	8,212,848
うち一般職給与費	886,302	▲ 21,747	864,555
うち事業費	7,348,293	0	7,348,293

令和 8 年度 9 月補正予算 課別事業別一覧（一般会計）

（単位：千円）

課 名 事業名称	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
合 計	8,234,595	▲ 21,747	8,212,848	0	0	0	0	0	▲ 21,747
環境生活総務課	348,372	▲ 17,290	331,082	0	0	0	0	0	▲ 17,290
一般職給与費	180,657	▲ 17,290	163,367						▲ 17,290
				一般職員 21人 → 18人（7/1時点） ▲ 3人					
人権同和対策課	215,183	▲ 4,975	210,208	0	0	0	0	0	▲ 4,975
一般職給与費	93,193	▲ 4,975	88,218						▲ 4,975
				一般職員 11人 → 11人（7/1時点） ± 0人					
文化国際課	5,276,440	▲ 10,393	5,266,047	0	0	0	0	0	▲ 10,393
一般職給与費	269,300	▲ 10,393	258,907						▲ 10,393
				一般職員 32人 → 31人（7/1時点） ▲ 1人					
自然環境課	998,179	▲ 4,350	993,829	0	0	0	0	0	▲ 4,350
一般職給与費	87,314	▲ 4,350	82,964						▲ 4,350
				一般職員 12人 → 11人（7/1時点） ▲ 1人					
環境政策課	1,134,279	▲ 3,938	1,130,341	0	0	0	0	0	▲ 3,938
一般職給与費	178,208	▲ 3,938	174,270						▲ 3,938
				一般職員 23人 → 23人（7/1時点） ± 0人					
廃棄物対策課	262,142	19,199	281,341	0	0	0	0	0	19,199
一般職給与費	77,630	19,199	96,829						19,199
				一般職員 10人 → 12人（7/1時点） + 2人					

在伯島根県人会創立70周年記念式典等参加について

ブラジルへ移住された方の開拓の苦難とこれまでのご労苦をねぎらい、在伯島根県人会との更なる絆を深めるため、島根県の訪問団が記念式典等に参加した。

1 訪問団の概要

日 程：令和8年8月26日（水）～9月2日（水）※現地4泊8日間

場 所：ブラジル サンパウロ市・グアタパラ市

参加者：〔島根県〕 副知事、文化国際課長、担当者、国際交流員

〔県議会〕 副議長、秘書

〔市町村〕 津和野町長

〔その他〕 島根大学学長、島根県移住家族会会長、石見神楽団

2 主な行事

1	8月29日（土）グアタパラ移住地訪問 ○拓魂碑への献花 ○記念式典 ○歓迎会（石見神楽公演ほか） ※総勢160名参加	
2	8月30日（日）県人会創立70周年事業 ○県人会創立70周年記念式典 ・両国国歌、島根県民の歌斉唱 ・挨拶、祝辞、各種功労者表彰 ○祝賀会（石見神楽公演ほか） ※総勢280名参加	
3	8月30日（日） ○元留学生・研修生との懇談 ※過去に留学や企業研修等で 島根県に滞在経験のある 16名と副知事が意見交換	

島根県民会館の大規模改修工事の進捗状況について

1 工事の概要

より魅力的な公演の観覧・上演、利用時の快適性の向上等を目的に、舞台設備や音響設備の更新、老朽化したホール客席の更新や空調設備の改修、トイレのバリアフリー化等を実施

2 工事に伴う休館期間

大ホール 令和 8 年 3 月 1 日～令和 9 年 1 2 月末（予定）
中ホール 令和 8 年 3 月 1 日～令和 9 年 1 0 月末（予定）
会議室等 令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 1 0 月末（予定）

3 工事の進捗状況

工事完了を100%とした、工事区分ごとの計画値に対する実績値は下表のとおりであり、おおむね工事計画どおりに進捗

令和 8 年 8 月末時点

工事区分	計画値	実績値
建築工事（長寿命化）	20.5%	23.2%
電気設備工事（長寿命化）	21.8%	29.5%
受変電設備外工事（長寿命化）	7.0%	7.0%
大ホール・中ホール舞台照明設備工事	2.5%	2.5%
大ホール・中ホール舞台音響設備外工事	6.0%	5.0%
大ホール・中ホール舞台機構設備工事	2.9%	2.9%
空気調和設備工事（長寿命化）	8.0%	8.0%
給排水衛生設備工事（長寿命化）	18.0%	22.5%

4 利用予約の再開

利用開始月	利用可能施設	一般 （1年前予約）	文化団体(※) （13か月前予約）
令和 9 年 11 月	中ホール・会議室等	令和 8 年 11 月 2 日	令和 8 年 10 月 1 日
令和 10 年 1 月	大ホール	令和 9 年 1 月 4 日	令和 8 年 12 月 1 日

(※) 島根県文化団体連合会、各市町村文化協会に加盟する団体（51団体）

島根県環境影響評価条例対象事業（太陽電池発電所）の規模要件見直し

1. 見直しの理由

政令改正に伴い、法アセスの対象となる太陽電池発電事業の規模要件が引き下げられた。

- ・環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号。以下「政令」という。）の改正により、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象事業である太陽電池発電事業に係る規模要件が引き下げられ、令和9年4月1日から施行される。（別紙参照）
- ・島根県では、政令で定める規模未満で一定規模以上のものについて、島根県環境影響評価条例（平成11年条例第34号。以下「条例」という。）により環境影響評価手続きを義務付けており、今般の政令改正を踏まえた規則改正を行い、法と条例が一体となった環境影響評価制度の運用を図る。

2. 見直し（案）の内容

（1）規模要件の見直し

条例に基づく環境影響評価の対象となる事業の規模は、条例第2条第2項の規定により、規則で定めることとされている。

太陽電池発電事業について、現行の島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年規則第98号。以下「規則」という。）第3条及び別表第1において規定しており、規模要件を以下のとおり見直す。

見直し後	現行
太陽電池発電所の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「太陽電池発電所敷地等」という。)の面積が <u>20ヘクタール</u> 以上である太陽電池発電所の設置の工事業	太陽電池発電所の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「太陽電池発電所敷地等」という。)の面積が <u>50ヘクタール</u> 以上である太陽電池発電所の設置の工事業
太陽電池発電所敷地等の面積が <u>20ヘクタール</u> 以上増加することとなる太陽電池発電所の変更の工事業	太陽電池発電所敷地等の面積が <u>50ヘクタール</u> 以上増加することとなる太陽電池発電所の変更の工事業

（2）その他規定の整備

その他、必要な規定の整備を行う。

（3）経過措置

新たに対象事業となる事業であって、以下に掲げるものについては、条例による環境影響評価手続きの対象としない。

- ① 規則施行日前に許認可等が与えられた事業
- ② 規則施行日前に補助金等の交付決定がなされた事業
- ③ 規則施行日前に都市計画に定められた事業

3. 今後のスケジュール

令和8年 10月2日～ パブリックコメント実施、市町村意見照会（1月間）
11月下旬 島根県環境審議会
12月末 改正規則公布
令和9年 4月1日 施行（予定）

(別紙)

<参考>

環境影響評価法の対象事業の規模要件見直し概要

① 法第1種事業

「4万キロワット以上」を「2万キロワット以上」に引き下げ

② 法第2種事業

「3万キロワット以上4万キロワット未満」を「1万5千キロワット以上2万キロワット未満」に引き下げ

	法アセス			県条例アセス (現行)
	現行		改正後(R9. 4. 1～)	
40,000kW 以上 (100ha 相当) 30,000kW 以上	必ず実施 (第1種事業)		必ず実施 (第1種事業)	(対象外)
	個別申断 (第2種事業)			
	(対象外)		20,000kW 以上 (50ha 相当) 個別申断 (第2種事業) 15,000kW 以上 (対象外)	50ha (20,000kW 相当) (対象外) 見直し検討 20ha

なお、太陽電池発電施設の出力と敷地等の面積は正の相関があり、

- ・法アセス対象規模である出力4万キロワットは、概ね100ヘクタールに相当
- ・現行の条例の対象規模は、法対象規模（4万キロワット）の1/2相当の50ヘクタール

新たな公共関与産業廃棄物最終処分場の確保に関する進捗状況について (クリーンパークいずもの後継処分場整備に向けた取組)

1 県のこれまでの考え方

- ・ 県全域を対象にして関係団体の協力が得られる県内 1 箇所で推進
- ・ (公財)島根県環境管理センター※が実施主体となることを期待

※クリーンパークいずものを管理運営

2 対応状況

(1) (公財)島根県環境管理センター

- ・ 実施主体となることを令和 7 年 1 2 月の理事会で決定
- ・ 令和 8 年 1 月に県へ報告し、技術的及び財政的支援について要望

(2) 県内 8 商工会議所の意向

- ・ 島根県商工会議所連合会からクリーンパークいずもの第 4 期整備と、後継処分場を求める要望（令和 3 年度から毎年度）
- ・ 県が島根県商工会議所連合会へ後継処分場についての意向を確認したところ、県内 8 商工会議所の意向を取りまとめ、令和 8 年 6 月に回答

<回答内容>

県内 1 箇所なので、現状の搬入状況を勘案し、

- ・ 現クリーンパークいずもと運搬距離が同等の距離での整備を希望
- ・ 現クリーンパークいずもの埋立完了までの切れ目無い受入開始を希望

3 今後の進め方

- ・ 県と(公財)島根県環境管理センターで候補地案を検討
- ・ 候補地選定にあたっては、「クリーンパークいずもから近いエリア」で進める。

【参考資料】クリーンパークいずもについて

1 整備に至る経過

(1) 第3セクターによる整備推進

平成4年に現（公財）島根県環境管理センターを設立し、県として、環境保全と健全な地域産業の育成及び産業廃棄物の適正処理を図るため、公共関与による必要な施設の整備を推進してきた。

(2) クリーンパークいずもの開業

平成14年4月に県内唯一の公共関与産業廃棄物最終処分場として開業したクリーンパークいずものは、処分場の安定的経営等を勘案し、地元の理解を得て県内全域を受入対象として、現在に至る。

(3) 公共関与の必要性

民間処分場の立地が困難な中、最終処分場の安定的な確保のためには、商工会議所等の中核とした事業者団体の積極的な取り組みに合わせて、県、市町村が関与を継続することにより信頼性を保持する必要がある。

2 クリーンパークいずもの状況

(1) 設置者・運営者

（公財）島根県環境管理センター

(2) 所在地 出雲市宇那手町

(3) 開業 平成14年4月

(4) 施設規模等



処分場		埋立面積	埋立容量	状況
管理型	1・2期	31,900 m ²	740,000 m ³	平成29年3月埋立終了
	3期	39,800 m ²	670,000 m ³	平成29年3月供用開始
管理型 (整備中)	4期	25,200 m ²	426,000 m ³	令和12年度供用に向けて作業中

(5) 現在の状況

令和8年3月末時点、残余容量 148,000 m³（進捗率 75.7%）

(6) 今後の見込み

埋立中の第3期処分場は令和11年度頃に満杯となり埋立終了予定

整備中の第4期処分場は令和20年度頃に満杯となり埋立終了見込み